(三)　道路の区域

| 区間 | 変更前後別 | 敷地の幅員 | 延長 | 備考 |
|---|---|---|---|---|
| 那須塩原市三区町六二七番二から同市三区町六三一番六一まで | 前 | 一四・〇〇～三四・〇〇 | 〇・四五〇キロメートル | 上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。 |
| | 後 | 一四・〇〇～三四・〇〇 | 〇・四五〇キロメートル | |
| 那須塩原市三区町六三一番六一から同市西富山字接骨木道東一四五番二まで | 前 | A 一四・〇〇～四六・〇〇 | 三・五三〇メートル | |
| | 後 | A 一四・〇〇～四六・〇〇 | 三・五三〇メートル | |
| | | B 一四・〇〇～四六・〇〇 | 三・五三〇メートル | |
| 那須塩原市西富山字接骨木道東一四五番二から同市西富山字悪水堀東三七四番二まで | 前 | 一四・〇〇～二八・〇〇 | 〇・二六二キロメートル | |
| | 後 | 二四・〇〇～五〇・〇〇 | 〇・二六二キロメートル | |

(四)　図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局宇都宮国道事務所

**○関東地方整備局告示第二百十五号**

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年四月四日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年四月四日

関東地方整備局長　下保　修

| 路線名 | 供用開始の区間 | 図面縦覧場所 |
|---|---|---|
| 三百五十七号 | 東京都江戸川区臨海町六丁目一〇〇番一地先から同都江東区新木場四丁目六番地先まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。） | 関東地方整備局及び同局首都国道事務所 |

供用開始の期日　平成二十三年四月四日

**○関東地方整備局告示第二百十六号**

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から役員の氏名の変更の届出があったので、同条第三項の規定により、公示する。

平成二十三年四月四日

関東地方整備局長　下保　修

一　登録番号　関東地方整備局長　3

二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称　財団法人群馬県建設技術センター

三(1)　役員の氏名の変更

| 変更前 | 川瀧　弘之 |
|---|---|
| 変更後 | 茂木　恭成 |

(2)　変更年月日　平成二十三年一月十八日

**○関東地方整備局告示第二百十七号**

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から評価員の氏名等の変更の届出があったので、同条第三項の規定により、公示する。

平成二十三年四月四日

関東地方整備局長　下保　修

一　登録番号　関東地方整備局長　5

二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称　一般財団法人さいたま住宅検査センター

三(1)　評価員の氏名の変更

| 変更前 | 丸山　美保 |
|---|---|
| 変更後 | 金井　美保 |

(2)　変更年月日　平成二十三年二月二十一日

四(1)　名称の変更

| 変更前 | 財団法人さいたま住宅検査センター |
|---|---|
| 変更後 | 一般財団法人さいたま住宅検査センター |

(2)　変更年月日　平成二十三年三月一日

五(1)　評価員の氏名の変更

| 変更前 | ― |
|---|---|
| 変更後 | 鈴木　優二、東谷　陽一 |

(2)　変更年月日　平成二十三年三月一日

**○関東地方整備局告示第二百十八号**

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から評価員の氏名の変更の届出があったので、同条第三項の規定により、公示する。

平成二十三年四月四日

関東地方整備局長　下保　修

一　登録番号　関東地方整備局長　14

二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称　一般社団法人日本住宅性能評価機構

三(1)　評価員の氏名の変更

| 変更前 | 小川　治郎、加藤　明美 |
|---|---|
| 変更後 | ― |

(2)　変更年月日　平成二十三年二月二十八日

四(1)　評価員の氏名の変更

| 変更前 | ― |
|---|---|
| 変更後 | 藤橋　幸男、森　一人 |

(2)　変更年月日　平成二十三年三月一日

**○関東地方整備局告示第二百十九号**

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から役員の氏名の変更の届出があったので、同条第三項の規定により、公示する。

平成二十三年四月四日

関東地方整備局長　下保　修